



国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

高齢基礎年金の金額を増やすには…ご存知ですか？

相談Q 私は現在、国民年金の第3号被保険者で、もうすぐ60歳になる女性です。結婚以来専業主婦でした。国民年金には、27年加入しましたので、年金を受け取ることはできますが、満額にはなりません。60歳以後、年金を増やすことはできますか？夫は、定年後も5年ほど厚生年金に加入して働く予定です。

A 国民年金の第3号被保険者として国民年金に加入できるのは60歳未満であることが条件です。夫が今後も厚生年金に加入を続けても、妻は60歳以降は第3号被保険者になることができません。また、第1号被保険者も20歳以上60歳未満となっていますので、60歳以降は第1号被保険者にもなることはできません。

そこで、市役所の国民年金の窓口で申し出て60歳から65歳までの間、任意加入をし、保険料を納付すれば高齢基礎年金を増やすことができます。

合わせて月額400円の付加保険料を納めると付加年金が加算されます。

高齢基礎年金の計算式

$$78万100円(H27年4月時点の満額の年金額) \times 保険料納付済月数(年数) / 480月(40年)$$

■ 1年間の保険料納付では、

78万100円 ÷ 40年 = 19,525円(年額)、つまり「国民年金の保険料を1年間納付すれば、年額で約2万円の高齢基礎年金が作れる」こととなります。

■ 月額15,590円の保険料に加えて400円/月の付加保険料を納めると、高齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

例) 付加保険料を5年間納付した場合

支払った保険料 → 400円 × 60月 = 24,000円

付加年金額(毎年) → 200円 × 60月 = 12,000円

* 高齢基礎年金に上乗せして支給されます

付加年金は2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.2

環境課 ☎ 43・6821

～産業廃棄物処理の流れ～

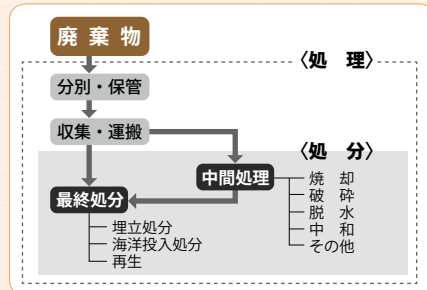
第2回目は産業廃棄物の処理の流れをご紹介します。

事業活動によって発生した産業廃棄物は、分別・保管、収集・運搬、中間処理、最終処分という流れで処理されていきます。事業者は、自らの産業廃棄物が生活環境の保全上支障のないよう責任を持って処理しなければなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)では、保管基準、収集運搬基準、中間処理基準、埋立処分基準を定めています。また、自らが運搬、中間処理、最終処分を行わずに、他人に処理を委託することもでき、その場合にも委託基準を定めています。

廃棄物処理法で「処分」とは、最終的に廃棄物を埋立処分及び海洋投入処分する「最終処分」と、最終処分の前段階で廃棄物を物理的、化学的、生物的方法により生活環境の保全上支障が生じないものに変化させることを意味する「中間処理」及び廃棄物に何らかの処理を行い、再び原材料等の有

価値とする「再生」との意味を含んでおり、「処理」とは、分別・保管から最終処分までの一連の流れを意味しています。

また、産業廃棄物の処理を行うには産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)や産業廃棄物処理施設設置の許可が必要であり、都道府県知事より許可を受けなければなりません。



(出典：環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく許可申請及び届出手引)



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

認定調査ではどんなことを聞かれるの？

認定調査とは

要介護認定の申請を行うと、市の認定調査員が自宅や入所されている施設等を訪問して、日常の様子について、聞き取りや実際に動作を行ってもらったりして調査をします。調査項目は全国共通で、心身の状況に関する62項目と特別な医療に関する12項目の計74項目あります。

調査内容は

1. 身体機能・起居動作

まひの有無や関節の動き・寝返り・起き上がり・10分間座っていられるか・両足や片足で立っていられるか・歩行・立ち上がり・洗身・爪切り・視力・聴力

2. 生活の機能

移乗・移動・飲み込み・食事の摂取・排尿・排便・清潔(歯みがき・洗顔・整髪)・衣服の着脱・外出頻度

3. 認知の機能

意思の伝達・日課や季節や場所の理解・生年月日・名前・短期の記憶・徘徊・外出して戻れるか

4. 精神・行動障害

被害的・作り話・感情の不安定・昼夜逆転・話の繰り返し・大声を出す・介護への抵抗・落ち着き

がない・一人で出たがる・収集癖・物や衣類を壊す・ひどい物忘れ・独り言や独り笑い・自分勝手な行動・話がまとまらない

5. 社会生活への適応

薬の内服・金銭の管理・日常の意思決定・集団への不適応・買い物・簡単な調理

6. 特別な医療

過去14日間に受けた特別な医療

■ 認定調査を受けるときのポイントは？

○ 体調のよいときに(通常時)に調査を
いつもと違う体調のときには、正しい調査ができないことがあります。

○ 困っていることはメモしておく
緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくとう安心です。

○ 家族などに同席してもらう
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

○ 日常の補装具があれば伝える
つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知にご理解を！

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が一定額以上見込まれる人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知書」を年2回送付しております(必ずしも全員に通知書が届く訳ではありません)。

ジェネリック医薬品は、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額が減り、また国保財政の健全化を図ることが期待できます。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師さんにご相談ください。

医療機関等の窓口で支払う自己負担額の減免等について

災害や失業などの特別な理由により生活が一時的に困窮し、医療費の支払いが困難となった場合には、申請により最長6ヵ月間、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担額を減額、免除又は徴収猶予する制度があります。

また、市民税非課税世帯の世帯主に対しては、収入の状況により自己負担額の一部の助成を受けられる場合もありますので、詳しくは医療介護課国保医療係までお問い合わせください。